

平成23年4月28日

東日本大震災により被災された中小企業者の皆様へ

岩手県信用保証協会

この度の震災で被災された皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当協会では、今回の震災による甚大な影響を考慮し、当分の間、被災された中小企業者の皆様の当協会保証付借入金の金融機関の判断による返済一旦停止（猶予）措置及び返済一旦停止（猶予）の期限内に完済した場合の延滞保証料の免除ならびに分割納入信用保証料の支払緩和等について個々の実情を踏まえながら弾力的に対応いたしますので、お知らせします。

なお、詳細につきましては、当協会企業支援部業務統括課、各保証担当部署又はお取引金融機関にご相談ください。

担当統括部署
企業支援部業務統括課
0196-654-1506